

地 域 再 生 計 画

1. 計画の名称

山を守り共に生きる元気な地域づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

高知県、安芸市

3. 地域再生計画の区域

安芸市の全域

4. 地域再生計画の目標

安芸市は、高知市から東へ約40キロに位置する田園都市で、市の南部を横断する国道55号を中心に県東部地域最大の市街地を形成している。南は土佐湾に面し、北は四国山地を背にし、徳島県と接している。面積は317.34平方キロメートル、人口20,348人（平成17年国勢調査）を有しており、森林面積は281.31平方キロメートルで、市域の約88%を森林が占めている。市内の中央部には安芸川・伊尾木川が南流し、その流域には安芸平野が広がっている。そこでは、肥沃な土壌と温暖な気候、そして長い日照時間を活かした施設園芸が盛んに行われ、作られる冬春ナスは日本一の生産量を誇っている。市内には、野良時計や武家屋敷などの歴史的なたたずまいが今なお残り、書道、陶芸、童謡の里づくりを進めている。また当市は、昭和40年からプロ野球の人気球団「阪神タイガース」がキャンプ地としていたり、三菱グループの創始者である岩崎弥太郎生誕の地であることから、全国的に知られている。

本市の基幹産業は、野菜・ユズを主作物とする農業であり、その中でもナスの産出額は42.6億円で、当市農業産出総額の64.1%を占めており、県内でも最大の産地を形成している。また、ユズの産出額は2.6億円で、当市農業産出総額の3.9%であり、県内第2位の産地となっている。（平成19年3月高知農林統計協会「高知県の農業経済」）

本市の現状は、過疎高齢化（高齢化率28.8%：平成17年度国勢調査）が進行しており、今後も高齢化率は上昇することが予測されている。とりわけ中山間地域においては、この進行がより著しいものとなっているうえ、地域へのアクセス条件の悪さが都市部との交流の妨げとなっている。それに加えて、林業分野では長引く木材需要及び価格の低迷により、間伐など森林の管理が不十分となり、山村が担ってきた大気保全・土砂流出や崩落防止・水源のかん養

といった公益的機能の役割を十分に果たせていない状況になっている。また農業分野においても、産地間競争の激化や輸入農産物の増加、燃料や農業資材の高騰など厳しい状況が続いている。

このように中山間地域での生活や農林業をとりまく環境が厳しさを増し、担い手不足による森林の荒廃や耕作放棄地の増加が問題となっている。また景気の低迷等による財源不足から、中山間地域の市道・林道などの基盤整備は遅れている。

このような状況の中、市内中心部からのアクセスを向上させ、都市部との交流人口を増加させるために交通網を整備することは、中山間地域の住民生活及び経済活動にとって重要課題であり、地域活性化には必要不可欠である。また、森林の荒廃を防ぎ、果たすべき公益的機能を高めるためには、計画的な間伐実施等の森林整備が急がれる。

このために、本計画に掲げる道整備交付金事業及びその他関連事業を一体的・効率的に行うことにより移動時間の短縮を目指した市道・林道の計画的な整備を進める。それにより、効率的な農産物の搬出、間伐等の林業施行及び木材搬出を行い農林業の振興を図るとともに、都市部と山村との交流に必要な環境を整える。併せて、間伐体験等の地域資源、地域交流の拠点施設である畑山温泉を活かした交流人口を増やす取り組みを進め、過疎高齢化・担い手不足による森林荒廃の防止と地域経済の活性化を図る。

【目標 1】 市内中心部（市役所周辺）から市道整備区間への移動所要時間の 5 分間短縮。市道整備区間から市内中心部までの距離約 2.5 ㎞。
所要時間約 40 分（平成 20 年度） → 35 分（平成 26 年度）

【目標 2】 市道・林道の整備による間伐実施面積の 20% 増加。
間伐実施面積 296 ha/年（平成 20 年度）
→ 356 ha/年（平成 26 年度）

【目標 3】 市道・林道の一体的な整備による地域資源を活用した交流人口の 5% 増加。
交流人口 683 人/年（平成 20 年度）
→ 718 人/年（平成 26 年度）

5. 目標を達成するために行う事業

< 5-1 > 全体の概要

本市の中山間地域活性化のためには、市道・林道の一体的な整備により、農林業の振興、交流人口の拡大を図る必要がある。国道55号、県道29号・211号・213号が地域の基幹道路であり、それらに接続する市道・林道において時間距離の短縮、安全性の確保、利便性の向上を図るため、新たな路線の開設、未舗装路線の舗装、側溝の布設及び危険箇所の改良を行う。

その他関連事業として、各種補助事業の導入による市道の整備、作業道開設・間伐支援補助事業による森林整備を併せて行う。また、森林資源や農産物、観光施設など地域資源を活かした交流事業の推進により交流人口の拡大を図る。

以上により、地域再生計画の目標達成を目指す。

< 5-2 > 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道中川線 : 道路法に規定する市道に昭和61年11月認定済み。
- ・林道畑山仲木屋線 : 森林法による安芸森林計画（平成20年樹立）に路線を記載。

〔施設の種類（事業区域）、実施主体〕

- ・市道（安芸市） 安芸市
- ・林道（安芸市） 高知県・安芸市

〔事業期間〕

- ・市道（平成22年度～平成26年度）
- ・林道（平成22年度～平成26年度）

〔整備量及び事業費〕

- ・市道 3.50 km
- ・林道 1.65 km
- ・総事業費 519,000千円（うち交付金 259,500千円）
 - 市道 69,000千円（うち交付金 34,500千円）
 - 林道 450,000千円（うち交付金 225,000千円）

< 5 - 3 > その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、地域再生計画を達成するため下記の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

(1) 市内中心部周辺の基幹道路への接続道となる市道整備

国土交通省の地域活力基盤創造交付金を活用し、「市道クワジマ線」「市道前芝線」「市道重成線」「市道サデヒサ線」「市道石神線」「市道国重南線」を計画的に整備し、アクセス条件の改善を図る。

〔実施主体：安芸市〕

(2) 間伐事業の実施

高知県の緊急間伐総合支援事業等を活用し、森林が果たすべき公益的機能の維持増進のために間伐を促進する。

〔実施主体：安芸市、林業事業者〕

(3) 作業道の開設

国庫造林補助事業等を活用し、効率的な間伐及び木材搬出作業を行うために作業道の開設を進め、林内の路網密度を高める。

〔実施主体：安芸市、林業事業者〕

(4) 地域資源を活かした交流事業の実施

交流人口を増加させ、地域経済を活性化させるために、協働の森づくり事業（間伐体験）や畑山温泉などの地域資源を活かした交流事業を実施する。

〔実施主体：安芸市、地元団体、民間企業等〕

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に市において必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。

目標1 実測により所要時間を補足し評価をする。

目標2 安芸市間伐実績（高知県安芸林業事務所調べ）を基に評価をする。

目標3 拠点施設である畑山温泉の利用状況を基に評価をする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し。